

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 7 年 8 月 1 日現在＞

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 027-387-0548（午前9時00分～午後5時00分）
担当 東 麻由美
＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 特定非営利活動法人ハートフル居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	特定非営利活動法人ハートフル
所在地	群馬県高崎市石原町3236
介護保険指定番号	居宅介護支援 1070206295
サービスを提供する地域	高崎市（旧群馬郡倉渕村を除く）

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の職員体制

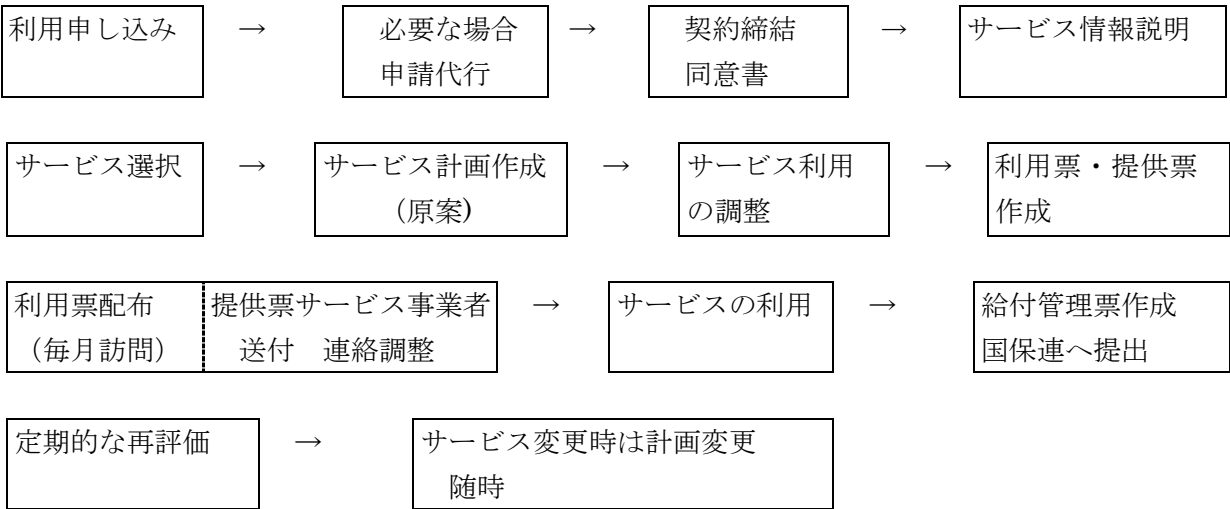
管理者 1 名 介護支援専門員 2 名以上

（3）営業時間

月～土曜日 午前 9：00 ～ 午後 5：00 まで
（日曜・12 月 29 日 ～1 月 3 日は休業）

＊緊急連絡先 027-387-0548

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 医療機関との連携促進

- (1) 医療機関に入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名、連絡先等を医療機関に提供してください。
- (2) 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他必要な情報を利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医・歯科医師の意見を求めます。その場合、居宅サービス計画を作成した際には、主治医・歯科医師に計画書を交付します。

5. 利用料金

利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日高崎市の窓口に出し、全額払い戻しを受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(1) 基本料金

介護支援専門員取り扱い件数	40件未満の場合
要介護1・2の方	1,086単位(11,316円)
要介護3・4・5の方	1,411単位(14,702円)

(2) 加算料金

初回加算 300単位(3,126円)

- ① 新規に居宅サービス計画を策定した場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合
- ③ 要介護区分が2段階以上変更となった場合

入院時情報連携加算(Ⅰ) 250単位(2,605円)

- ① 介護支援専門員が病院又は診療所に、当該病院又は診療所の職員に対して入院した日の内に必要な情報提供を行った場合

入院時情報連携加算(Ⅱ) 200単位(2,084円)

- ① 介護支援専門員が病院又は診療所に、当該病院又は診療所の職員に対して入院後3日以内に必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算

- ① 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合に

において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

450 単位 (4,689 円)	連携 1 回	カンファレンス参加	無
600 単位 (6,252 円)	連携 1 回	カンファレンス参加	有
600 単位 (6,252 円)	連携 2 回	カンファレンス参加	無
750 単位 (7,815 円)	連携 2 回	カンファレンス参加	有
900 単位 (9,378 円)	連携 3 回	カンファレンス参加	有

通院時情報連携加算 50 単位 (521 円)

- ① 利用者一人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする。
- ② 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当法人職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

お客様やご家族等が当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

『共に生きる喜びを分かち合う』

『住み慣れた地域で最後まで暮らしたい』そのための総合的支援を行う。

- ① サービス提供の窓口として素早く対応する。
- ② 常に利用者の立場にたった質の良いサービスをつくりあげる。
- ③ 介護保険のみならず、保険外サービスや地域のネットワークを利用者のニーズにあわせ最新で幅広い情報を伝えることができる。
- ④ ご希望に応じて複数の事業所から選択でき、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。市町村、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設などと連携に努めます。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	◎	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	○	アセスメントシート
介護支援専門員への研修の実施	○	群馬県、高崎市の研修を受講します
契約後、居宅サービス計画の段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	×	
その他		

※ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとする。

8. サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 東 麻由美

電話 027-387-0548

受付時間 9:00～17:00

② その他、当法人以外に、県、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高崎市保健福祉部 介護保険室 電話 027-321-1250

国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 027-290-1323

月～金 8:30～17:00

9. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用するのは、サービス提供する上で知っていた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) ただし、前項の規定にかかわらずサービス提供において必要がある場合、サービス担当者会議において、利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

10. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族に連絡し、必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しておきます。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 虐待防止への取り組み

- (1) 利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

12. 業務継続計画の策定

- (1) 業務継続計画の策定 感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

13. 衛生管理等の取り組み

- (1) 感染症の予防、まん延防止に努め、対策を検討するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

当法人の概要

法人種別・名称	特定非営利活動法人 ハートフル
代表者役職・氏名	理事 櫻井 宏子
本社所在地	高崎市石原町3236
電話番号	027-325-5085

令和 年 月 日